

## 港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

### 第1 港湾法施行令の一部改正

#### 1 職権の委任

協働防護計画についての助言に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとする。(第二十二条関係)

#### 2 その他

その他所要の改正を行う。

### 第2 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして相手方等に説明させなければならない法令上の制限として、協働防護協定及び災害応急対策港湾施設使用協定に係る承継効に関する規定を追加する。(第三条第一項第二十三号関係)

### 第3 その他

その他所要の改正を行う。

### 第4 施行期日

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。(附則関係)